

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2022年11月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

1 | 東京地裁「倒産部」とビジネス・コート



2 | 事業担保権の導入に関する最新動向



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

東京地裁「倒産部」とビジネス・コート

宮本 聡
So MiyamotoPROFILEはこちら 

1 東京地裁「倒産部」に(2022年4月)

東京地裁では、2022年3月まで、長年にわたり、破産・民事再生は民事20部(破産再生部)、会社更生は民事8部(商事部)によって事件処理がなされてきましたが、同年4月より、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続承認援助事件等が民事8部から民事20部に移管され、民事20部の名称も「破産再生部」から「倒産部」に変更¹されました²。

民事再生と会社更生はともに再建型の倒産手続であり、手続が類似しているところもあることから、会社更生が民事20部に移管されたことに伴い、従前の会社更生の実務運用が変わることも考えられるものの、民事20部としては、当面は民事8部の運用を承継しつつ、破産・再生事件の運用状況も踏まえて、利用者が利用しやすい、公正・適正性を担保した円滑な手続運用を継続的に検討していく³、とされていることから、当面は運用が大きく変わることはないと思われます。

今回の移管により民事再生、会社更生及び破産を同一部が取り扱うこととなり、最適な手続を柔軟に選択しやすくなり、民事再生から会社更生、会社更生から破産といった手続間の移行の判断がしやすくなる、といったメリットがあるように思われます。

民事再生法の施行直後より議論されていることではありま

すが、今回の会社更生の民事20部への移管により、民事再生と会社更生の役割分担のあり方が改めて問われるかもしれません。つまり、民事再生法は中小企業の事業再建を助けることを主な目的として制定された法律であり、立法時は、民事再生法=中小企業向け、会社更生法=大企業向けという役割分担が念頭に置かれていました。

しかしながら、2000年のそごうグループの民事再生に代表されるように、中小企業のみならず、大企業によっても民事再生は利用されており、民事再生は大企業の事業再生手法の一つとしても定着しているといえます。他方、中小企業であっても、会社更生を利用するケースもあり、実際には、民事再生法=中小企業、会社更生法=大企業 とは必ずしもなっていません。実務的には、担保権、優先債権、株主を倒産手続に取り込んで事業再生を図ることの可否などを踏まえながら、具体的な事案に応じて最適な手続選択を検討しており、今後もこのような検討をしていくことになると思われます。

2 ビジネス・コート(2022年10月)

2022年10月、東京地裁の商事部、倒産部、知的財産権部が、東京・中目黒の新庁舎に移転し、「ビジネス・コート」が誕生し、倒産部もビジネス・コートの一翼を担うこととなりました。

1: 村上若奈「東京地方裁判所における倒産事件の運用状況」法曹時報74巻8号15頁以下

2: なお、大阪地裁は、長年にわたり、第6民事部(倒産部)が、破産、民事再生、会社更生を含む倒産事件全般の事件処理をしています。

3: 前掲村上34頁

4: 園尾隆司「東京地裁に見る民事再生法施行2年半の運用と企業再生の実務～会社更生手続との役割分担によせて」事業再生と債権管理98号50頁

倒産手続には企業の新陳代謝を促進する社会インフラとしての意味があります。コロナ禍においては、いわゆるゼロゼロ融資などにより過剰債務を抱えた企業は少なくないものの、倒産件数は減少傾向にあり⁵、企業の新陳代謝は進んでおらず、これが日本経済の低迷の要因の一つではないか、とも言われています。

企業の新陳代謝を促す方策として、経営者保証ガイドライン(2014年2月適用開始し、2022年3月に「廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方」が公表)や中小企業事業再生ガイドライン(2022年4月適用開始)が制定されているところですが、これに加えて、倒産部がビジネス・コートにおいて存在感を発揮して、従前よりも利便性の高い法的倒産手続を提供することとなれば、企業の健全な新陳代謝、ひいては日本経済の発展に資することになるのでは、と思われます。

また、ビジネス・コートのコンセプトの一つとして、「各部署間の相互連携を強化して知見を結集し」ユーザーの期待に応える⁶という点が挙げられています。これまでの裁判実務では、専門の異なる裁判所の部署が知識やノウハウを共有しあう、ということは行われていなかったのではないかと思います。製

造業の倒産案件で知的財産権を巡る争いが生じたり⁷、経営権争いの果てに倒産申立てに至ることもありますので、こうした取り組みは倒産案件の適切な処理、ひいては利用者の期待に応えることに資すると思われます。

3 倒産手続のIT化

民事訴訟手続については手続のIT化を主とした改正法が2022年5月に成立したところですが⁸、倒産手続についてもIT化に向けた立法作業⁹が進んでいます。具体的には、インターネットによる倒産手続の申立て・債権届出、記録の電子化、ウェブ会議による債権者集会などが議論されており、これらが実現すれば倒産手続の利便性は大きく向上すると考えられます。

また、ビジネス・コートのコンセプトとして「デジタル化が生み出す効率性を積極的に追求する」という点も掲げられ、「ウェブ会議」を実施しやすくするため、計14の専用ブースを裁判官の執務室に整備する¹⁰など、IT化を意識した設備が整えられていることから、ビジネス・コートと倒産手続のIT化の相乗効果により倒産手続の利便性が高まることが期待されます。

5: 前掲村上17頁

6: 東京地裁所長ごあいさつ・裁判所ウェブサイト<https://www.courts.go.jp/tokyo/vc-files/tokyo/2022/202210.tokyo-dc-aisatsu.pdf>(2022年10月27日最終閲覧)

7: 一例として、エルピーダ物語第3回「エルピーダメモリの知的財産権をめぐる諸問題」NBL1023号47頁

8: 松永崇、岸本卓也「民事訴訟法が大幅に改正されました～民事裁判手続のIT化について～」(大江橋事業再生NL9月号)

9: 中間試案が公表されており、2022年10月24日までパブリック・コメントに付されていました。
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080278&Mode=0>

10: 前掲裁判所ウェブサイト

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

事業担保権の導入に関する最新動向

辻田 俊幸
Toshiyuki Tsujita

PROFILEはこちら



1 はじめに

現在、法務省の法制審議会(担保法制部会)において、担保法制の見直しについて審議されており、その検討テーマの一つとして「事業担保権」の法制化の議論が行われています。本稿脱稿時点(令和4年10月31日)で、同部会は中間試案の取りまとめ作業中であり、事業担保権が実際に導入されるかは現時点で未定であるものの、事業担保権は事業全体を包括的に担保とする新たな担保法制であり、もし導入されれば、実務へのインパクトは非常に大きいと考えられます。本稿では、法制審議会における事業担保権に関する最新の議論状況を紹介するとともに、事業担保権が導入された場合の実務への影響等について解説します。

2 事業担保権の導入について

(1) 事業担保権の概要

事業担保権とは、事業のために一体として活用される財産全体を包括的に目的財産とする担保権のことを指します。我が国の担保実務では、財産を個別に特定・評価した上で、担保権を設定するとの考え方が一般的に採られ、財産全体について担保を設定する場合は、あくまで個別財産への担保権の積上げなどにより対応してきました。これに対して、現在議論されている事業担保権は、債務者の財産全体を一度にカバーするという従来の担保法制とは発想が異なる新しい担保権であり、従来の担保権に比して、非常に包括的な担保権といえます。

事業担保権は、後述のとおり、個別財産(有形資産)だけでなく、事業性・将来性をも引き当てとする新たな担保権であり、中小企業・ベンチャー企業等へのファイナンスを促進する新しいツールとして、従前から、中小企業庁・金融庁などにおいて、そのコンセプトが検討・提案されてきました¹。

(2) 導入の積極意見・消極意見

事業担保権の導入に当たっては、様々な積極意見・消極意見があります。まず、事業担保権のメリットとして、担保設定者の継続企業価値の保全が挙げられます。これは、個別財産への担保設定では、担保権の実行時に財産のばら売りとなり、非効率的な換価となるのに対し、事業担保権の実行として事業全体を売却することができれば、より高額での換価を期待できる(担保設定者からすると、より大きな与信を受けられる)というものです。また、従来型の担保権に適した個別資産(固定資産、売掛債権等)を持たない中小企業やベンチャー企業等へのファイナンスの促進という側面もあります。すなわち、事業性・将来性に着目した将来キャッシュ・フローや、無形財産・のれんなど、従来型の担保権では引き当てとすることが難しかったものを担保とする資金調達への道を拓き、資金調達手段の多様化を図るというものです。

これに対して、事業担保権に対しては、次のような問題点が指摘されています。まず、過剰担保の問題が挙げられます。例えば、担保目的財産の価値が、被担保債権額を上回る場合、担保目的財産に担保余力があるにもかかわらず、担保の効力

1: 企業法制研究会の「企業法制研究会(担保制度研究会)報告書」(平成15年1月公表)、公益社団法人商事法律研究会の「令和元年度中小企業契約実態調査等事業報告書」(令和2年3月)及び取引法制研究会の「中小企業が使いやすい譲渡担保制度の実現に向けた提案」、事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会の「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会論点整理(2.0)」(令和3年11月)など。

が財産全体に及んでいるため、当該担保余力を利用して他から資金調達を受けることができないという問題があります。また、他の問題点として、企業の事業価値の形成・保全是、経営組織、取引先、金融機関等により一体として行われているにもかかわらず、事業担保制度のもとでは、事業担保権者がこれを独占することになりかねず、事業担保権者との利害関係者との利益の調整が困難であるとの指摘もあります。

(3) 現行法における類似の制度

現行法においても、事業担保権的な発想で、事業体等を包括的に担保化する制度自体はありますが、いずれの制度にも以下のような限定・問題があり、現在あまり利用されていません。これに対し、事業担保権は、今後の議論状況次第ですが、もし法制化されるとしたら、これらの制度を参考にしつつ、より広範で強い効力を持った担保権になることが見込まれます。

① 企業担保権(企業担保法1条1項)

- ・ 企業担保権の設定後に個別財産に設定された担保物権に劣後する。
- ・ 倒産手続において、別除権・更生担保権としての扱いを受けない。
- ・ 被担保債権は社債に限定されている。

② 財団抵当権

- ・ 利用可能な事業が限定されている。
- ・ 財団の組成対象が、物的設備と物権的権利に限定されている(工業所有権以外の知的財産権や債権等の流動財産を財団の組成物件とできない。)
- ・ 保存登記、財団目録の作成・変更等のコストが高い。

3 事業担保権の内容等

(1) 事業担保権の活用場面

事業担保権は、①創業・起業時、②事業承継時、③倒産時等の企業の重要局面での利用が想定されます。まず、①の創

業・起業時において、個別資産を有しないが、将来性・事業性を有するスタートアップ企業が、ニューマネーの調達手段として事業担保権を利用することが想定されます。この点、起業家にすればエクイティ(株式)による資金調達では自己の持株比率が低下するため、デット(負債)による資金調達の需要等があると考えられます。また、②事業承継時では、買手企業が、対象会社の事業価値を引き当てとして、金融機関等から譲渡資金を借り入れるために(いわゆるレバレッジド・バイアウト(LBO))、金融機関等のために対象会社について事業担保権を設定すること等が考えられます。最後に、③企業の危機時・再建時といった倒産局面では、例えば、危機時期にある企業は主な有形資産に担保設定済みであることが多いため、プレDI Pファイナンスを受けるために事業担保権を利用したり、あるいは第二会社方式において新会社が当面の事業資金を確保するために事業担保権を設定して借入れをしったりする場合等が想定されます。

(2) 事業担保権の効力

事業担保権の効力が及ぶ財産の範囲は、担保設定者の「総財産」とすることが提案されています。これに対し、担保設定者が複数の事業を営んでいる場合、事業のうち一部のみに利用されている財産のみを事業担保権の対象とする考え方もあるものの、いずれの事業のために用いられているのか判然としない場合や共用の場合などもあり得るため、区別は困難であるといった指摘があります。

また、事業担保権の対抗要件として、商業登記簿への登記等が提案されており、個別担保権と事業担保権との優先劣後関係については、事業担保権の対抗要件と、競合する担保権の対抗要件の先後によって決するとする考え方が提案されています。

なお、取引債権・労働債権等の一定の債権に対しては、事業担保権に対する優先弁済権を政策的に付与することが検討されています。これは、担保設定者の事業価値は、取引先

や労働者の存在などにより維持・増大するにもかかわらず、事業担保権者のみが総財産から優先弁済を受けるのは妥当ではない(また、事業担保権者としても事業担保権の換価に当たりこれらの関係者の協力は不可欠である)といった考え方が背景にあります。具体的にどういった基準・類型で優先弁済権を付与するのか等は難しい問題であり、なお議論を要する状況です。

(3) 事業担保権の実行

事業担保権の実行方法は、担保目的財産(担保設定者の総財産)を譲渡により換価する方法が主に想定されています。イメージとしては、担保設定者の全ての事業を事業譲渡し、その譲渡代金を事業担保権者が収受することに近いものと考えられます。事業担保権の実行には、担保目的である担保設定者の総財産の売却、売却完了までの財産の管理及び事業の継続、売却代金をもとにした配当等、様々な法律関係の整理が必要になることから、事業担保権の実行手続は、裁判所が選任する管財人が担うことが検討されています。そのほか、事業を継続することで得られる収益を被担保債権の弁済に充てる収益執行型の実行方法や、裁判外での私的実行の可否等も検討されています。

4 事業担保権の倒産法上の取扱い

法制審議会では、事業担保権は、破産手続及び民事再生手続との関係では別除権と扱い、その被担保債権を会社更生手続との関係で更生担保権として扱う方向で検討されています。すなわち、事業担保権は、破産手続及び民事再生手続では、当該担保権を行使することで、当該手続によらず、被担保債権の満足を受けることができ、会社更生手続では、事業担保権者は更生担保権者として扱われ、更生手続開始時における時価で評価され、更生計画による権利変更に服する取扱いとなることが考えられます。こうした取扱いは、上記の既存の企業担保権が、倒産手続において別除権・更生担保権とし

ての扱いを受けないことは対照的であり、担保設定者が倒産手続に至ってもなお、事業担保権はその担保としての効力が一定程度維持されることを意味します。

事業担保権は、その包括的な性質ゆえに倒産手続における別除権としての効力は非常に強力であると考えられます。例えば、破産手続との関係では、事業担保権は担保設定者の総財産が担保の目的となっていることから、事業担保権が実行されると、基本的に、事業担保権の実行手続において担保設定者(破産者)の財産の分配が完結するため、これに加えて破産手続を行う意味は乏しく、既に破産手続開始決定がされている場合は、同手続は廃止されることになると考えられます。そのため、破産手続が利用される場合は、事業担保権の効力が及ばない財産があり、その換価・配当が必要な場合や、否認の必要がある場合などに限られるとも考えられます。また、民事再生手続との関係では、事業担保権の実行が行われ、担保設定者の総財産が換価されれば、事業再生は不可能となることから、担保設定者(再生債務者)としては、中止命令を得て、事業担保権者との間で別除権協定を締結することなどが考えられ、その見通しが立たない場合は、再生計画案の作成や認可の見込みがないとして民事再生手続開始の申立てそのものが棄却され得ることになると考えられます。そのため、別除権者としての事業担保権者の意向が、民事再生手続において色濃く尊重されることになる可能性があります。

また、事業担保権の利用場面として、例えば、資金難である会社が、保有財産に抵当権等の従来型の担保権を既に設定していて他に担保に適した個別資産がない場合に、資金繰り維持のための資金調達の最後の手段として事業担保権を設定することなどが考えられます。こうした会社の一定数がそのまま倒産局面に移行することが想定されるため、事業担保権の導入後は、倒産に至る会社がある程度典型的に事業担保権を設定しているといったことになる可能性も否めません。

このように、事業担保権が導入されれば、一定数の倒産会社が、倒産前に、既に事業担保権を設定している状況となる

可能性があり、その事業担保権は倒産手続において強い効力を発揮することになるため、事業担保権の導入が、倒産実務に与える影響は非常に大きいものと考えられます。

5 さいごに

事業担保権については、冒頭で記載のとおり、現時点では法制審議会での議論の段階にあり、実際に導入されるかは未定であるものの、事業担保権が法制化されれば、企業の資

金調達手段の多様化をもたらし、金融機関等も顧客企業のニーズに即した融資が可能になることが期待されます。他方で、事業担保権は、その包括的な効力ゆえに、担保・倒産実務に与える影響は大きく、場合によっては実務を混乱させるおそれもあります。

事業担保権の法制化に向けた議論はまだ道半ばにあり、より良い担保法制・実務の実現に向けて議論が深まることを期待します。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】